

停止条件付土地(保留地)売買契約書(案)

さいたま都市計画事業 土地区画整理事業施行者さいたま市代表者さいたま市長(以下「甲」という。))と (以下「乙」という。))とは、令和7年●月●日付さいたま市脱炭素先行地域事業における脱炭素街区形成事業に関する基本協定書(以下「本件基本協定書」)に基づき土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第96条第2項の規定により生じた保留地の売渡しについて、次により売買契約を締結する。

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

2 本件基本協定書のうち土地売買に関する条項(第7条ないし第11条を含むがこれに限られない)は本契約に定める土地売買に適用されるものとし、甲乙はこれらを遵守するものとする。

第2条 甲は、末尾記載の土地(以下「本件土地」という。))を、金 円(1平方メートル当たり 円)で乙に売り渡すものとする。

第3条 乙は、本契約締結と同時に契約保証金として金 円を甲の発行する納入通知書により納入しなければならない。

2 前項の契約保証金には、利子は付さない。

3 甲が、第9条第1項の規定により本契約を解除したときは、第1項の規定により納入された契約保証金は、甲に帰属する。

第4条 乙は、第2条の売買代金を 年 月 日までに甲に支払うものとする。

2 前条の契約保証金は、売買代金に充当するものとする。

第5条 甲は、前条により売買代金を受領したときは、遅滞なく、本件土地の受領書を徴して乙に引き渡すものとする。

2 乙は、前項により本件土地の引き渡しを受けたとき、又は甲の承認を受けたときは、当該土地を使用し、又は収益することができる。

第6条 本件土地について画地確定出来形確認測量により地積に増減があったときは、その増減した地積に応じ第2条の単価により算出した金額をもって精算するものとする。

第7条 甲は、本件土地に土地区画整理事業に要する費用は賦課しないものとする。

第8条 本件土地の所有権移転登記は、土地区画整理法第107条第2項の規定による換地処分に伴う登記が完了した後、甲が行うものとし、登記に要する諸費用は、最終譲受人負担とする。

第9条 乙がさいたま市土地区画整理事業保留地処分に関する規則に違反したとき又は本契約を履行しないときは、甲は、本契約を解除することができる。

2 前項の規定により本契約を解除したときは、乙は、本件土地を原状に回復して甲に返還しなければならないものとする。

3 前項の規定により本件土地の返還があった後、甲は、乙が支払った売買代金から違約金として徴する売買代金の100分の10に相当する額を控除した残額を返還するものとする。

4 前項の返還金には、利子を付さないものとする。

5 本契約を解除することにより乙が損失を受けても、甲は、その責を負わないものとする。

第10条 本契約に要する費用は、乙の負担とする。

第11条 本契約に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ、決定するものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各

自1通を保有するものとする。
年 月 日

甲 住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
さいたま都市計画事業 土地区画整理事業
氏名 施行者 さいたま市
代表者 さいたま市長 印

乙 住所
氏名 印

土地の表示